随意契約可能事業者(母子等就業支援団体)募集要項

本市では、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき、市の役務調達において随意契約ができる事業者として、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体に準ずる者として母子及び父子並びに寡婦に対して就労機会の確保や組織的提供を行っている団体(以下「母子等就業支援団体」という。)の認定申請を受け付けます。

１．受付期間及び提出先

○受付期間　　令和 8 年 12 月 1 日（火）から令和 8 年 12 月 28 日（月）まで
郵送又は直接持参にて申請してください。
※直接持参の場合は、土・日・祝を除く 9 時から 17 時 30 分まで

○提出先　　市役所本庁舎 8 階　子どもすこやか部　こどもみらい室　こどもまんなか政策課

２．対象者

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づき随意契約が可能である母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 6 項に規定する母子・父子福祉団体と同等の実態を有する団体として、母子及び父子並びに寡婦に対して就労機会の確保などの活動を行っている事業者

３．認定基準

１．母子等就業支援団体として認定を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）　東大阪市内に主たる営業所を置く法人。

（２）　定款、寄附行為、会則、活動方針等に、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項に規定する母子等に対する就業の機会の確保及び組織的提供について明記されていること。

（３）　営利、非営利を問わず、適切な業務遂行能力を有すること。

（４）　個人情報の取扱いについて適切な定めがあること。

（５）　労働関係法令が遵守されていること。

（６）　適切な会計管理が行われていること。

（７）　認定を申請する日時点において、引き続き 2 年以上事業を営んでいること。

（８）　当該団体に属する者（賛助会員等を除く個人。以下「構成員」という。）の 10 分の８以上が東大阪市内に居住していること。

（９）　母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項、第 2 項又は第 4 項に規定する母子等に該当する構成員が構成員全体の 3 分の 2 以上であること。

２．前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、認定しない。

（１）　経営状態が不健全であると認められる者。

（２）　業務に関し、法令上必要な要件を備えていない者。

（３）　直近 2 年間の国税、都道府県税、市町村税、社会保険料(健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金)及び労働保険料(雇用保険料及び労災保険料)等に未納がある者。

（４）　東大阪市暴力団排除条例（平成 24 年東大阪市条例第 2 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当する者。

（５） 東大阪市入札参加停止要綱（平成23年4月1日施行）において入札参加停止措置中の者。

４．有効期間

認定の日から１年間(令和 10 年 3 月 31 日まで)

更新手続きは、認定申請と同様です。

５．発注の対象となる業務

役務サービス

【業務例】 屋内外の清掃、筆耕など

６．申請書類及び関係書類

No	提出書類	複写	備考
1	申請書・別表１・別表２		別表２は、同様の様式であれば可
2	法人登記簿謄本	可	現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
3	定款、寄附行為、会則、活動方針のいずれか	可	母子等に対する就業の機会の確保及び組織提供について明記されていること。
4	構成員名簿	可	様式は任意（氏名、住所、生年月日が記入されているもの。） 賛助会員を除く個人。
5	納税証明書 (国税)	可	様式その３の３ ※他様式不可
6	納税証明書 (都道府県税)	可	直近２年分(法人事業税、法人都道府県民税) 未納が無い証明でも可
7	納税証明書 (市町村税)	可	本庁舎３階納税課において、「市税全般に渡って滞納がない証明書」の交付を受けること。 使用用途：随意契約可能事業者の認定申請のため
8	決算報告書 (貸借対照表・損益計算書)	可	直近２年分 ※NPO 法人の場合は、損益計算書の代わりに活動計算書でも可
9	社会保険料 領収書(納付書控え)	可	直近２年分の納付がわかる書類
10	労働保険料 領収書(納付書控え)	可	直近２年分の納付がわかる書類
11	誓約書①		個人情報保護方針、労働関係法令遵守などにかかる誓約書
12	誓約書②		土地家屋及び償却資産のうち両方又はどちらかについて、課税が無く、証明書が発行されない場合は、誓約書②を提出してください。
13	誓約書③		暴力団排除に関する誓約書

※「1.申請書・別表１・別表２」、「11～13.誓約書①～③」はウェブサイトからダウンロードできます。

７．問合せ・提出先

東大阪市役所 子どもすこやか部 こどもみらい室 こどもまんなか政策課

電話：06(4309)3194 ファクス：06(4309)3225